

令和6年第10回教育委員会定例会 会議録

1 開催日時 令和6年10月16日（水）午後2時～午後2時55分

2 開催場所 春日井市役所9階 教育委員会室

3 出席者

【教育長】 児島 靖

【委員】 河合 香吏

【委員】 竹田 卓弘

【委員】 浅井 敦臣

【委員】 向 文緒

【事務局】 教育部長

いきがい創生部長

教育総務課長

同 課長補佐

同 担当主査

同 主任

学校教育課長

同 主幹

同 指導主事

同 課長補佐

同 課長補佐

学校給食課長

文化財課長

野外教育センター所長

同 主幹

いきがい推進課長

文化スポーツ振興課長

図書館長

森本 邦博

塚本 滋

中山 一徳

田之上 愛子

砂田 恭平

倉知 美香

前原 敦

梶田 英男

湯浅 公

梶原 和行

山崎 俊介

加藤 純也

北野 将好

生倉 勉

坂野 年伸

大野 利重

田中 芳樹

四ツ倉 光一

4 議 題

(1) 春日井市立学校管理規則施行細則の一部改正について

- (2) 令和7年度教職員定期人事異動方針について
- (3) 春日井市教育委員会表彰について

5 報 告

- (1) 令和6年第4回市議会定例会について
- (2) 「小学校・中学校の適正規模等の基本的な考え方（中間案）」について
- (3) 春日井市立郷土館の跡地の整備について

6 議事概要

教育長	本日の傍聴者なし。
教育長	春日井市教育委員会会議規則第6条第2項の規定により、会議録署名人は、河合委員を指定。
教育長 (報告事項)	朝夕は幾分か涼しさを感じる季節になってきた。しかし、昼間はまだ最高気温が25度を超える夏日で、なかなか本格的な秋とはならない。今後も10月は高温が続くことが予想されていて、夏日が続く予報である。ただ、11月になると気温が一転して、平年並みになると言われている。夏のような暑さの10月から一気に晩秋の11月になり、その後は、ラニーニャ現象の発生により、冬の西高東低の気圧配置が強まり、寒気が南下して、気温が低くなると言われている。今後、暖かい10月から一転して、急に冬が近づいたような寒さになると、体調を崩す子どもが増えてこないか大変心配している。 小学校の修学旅行は、11月8日から22日までの間、10班に分かれ、1泊2日の日程で例年どおり京都・奈良方面に出掛ける。宿泊場所は本能寺会館で全校同じだが、各学校で見学場所、見学コース、食事場所などを決め、準備を進めている。 10月19日、20日の第48回春日井まつりに合わせて18日から3日間、男鹿市の子どもたち16名が、春日井市に来る。また、26日には第34回ハニワまつりを実施する。ハニワまつりでは、131体のハニワの野焼き、体験工房、製鉄実演、小中学校の音楽部や吹奏楽部の演奏、地元の方による舞台芸能などが行われる。今年から味美連合区による炊き出しが復活し、また、キッチンカー5台による販売も行われる。

今までの部活動の新人戦に代わり、今年初めて地域クラブの大会として、種目別練習会を9月下旬から10月中旬に行った。順調に進めることができ、無事終了した。

11月1日に研究開発学校の発表を全国に向けて実施するが、その授業のあり方を市内の学校に広げるため、2学期より2つの取組を始めている。1つは、市内の教員に向けて、藤山台小学校、出川小学校、高森台中学校の授業公開や説明会を13回行っている。延べ421名の教員が参加している。もう1つは、指導主事による伴走型支援である。伴走型支援とは授業を実践する教員に、指導主事が一対一で伴走しながら授業づくりをしていくものである。試行として行っていて、現在7校13名の教員に対して行っている。

教育長 「議題(3) 春日井市教育委員会表彰について」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きを適用して非公開とすること及び審議の順序を入れ替えることを提案。

教育長 議題(3)について、採決の結果、全員一致で「非公開」及び審議の順序を参考資料説明後にすることを決定。

教育長 1 議題

(1) 春日井市立学校管理規則施行細則の一部改正について

学校教育課長 資料に基づき「春日井市立学校管理規則施行細則の一部改正」について説明。

教育長 採決の結果、全員一致で「資料のとおり」決定。

教育長 (2) 令和7年度教職員定期人事異動方針について

学校教育課主幹 資料に基づき「令和7年度教職員定期人事異動方針」について説明。

教育長 採決の結果、全員一致で「資料のとおり」決定。

教育長	2 報告事項 (1) 令和6年第4回市議会定例会について
教育総務課長	資料に基づき「令和6年第4回市議会定例会」について説明。
河合委員	義務教育の間は同じ学校や地域なので、同じスクールカウンセラーに相談できると思うが、そのスクールカウンセラーが違う地域の担当になった場合でも、希望すればその方に相談することはできるのか。
学校教育課長	同じ地域の小学校と中学校について、なるべく同じスクールカウンセラーになるように配置を調整しているが、必ずしも一致しているわけではない。
学校教育課主幹	その方でないと相談できないという状態の場合、希望することは不可能ではない。
河合委員	不登校などの悩みは高校に進学した後もあると思う。公立高校はスクールカウンセラーが配置されているが、通信制高校でスクールカウンセラーが配置されていない場合など、学校以外でどこか相談できる場所はあるのか。
教育長	年齢に関わらず相談を受け付ける「不登校相談室」というものがある。
向委員	14ページと15ページに記載されている「7 発達障がいの子どもの現状と支援体制について」の答弁で、福祉や医療的な情報など保護者の方に確認しながら個別の支援計画を作成しているところがあるが、保護者の許可を得て、福祉職や医療職の人を学校に招き、一緒に計画を立てるという取組はあるのか。
学校教育課主幹	福祉職や医療職の人と一緒に計画を立てることが適切だということであれば、保護者の了解を得て一緒に計画を立てることは可能だと思う。しかし、それを行っている学校があるかは把握していない。

向委員	地域包括ケアシステムの構築ということで、当事者主体であるが、医療や福祉の専門職皆で協力して支援計画を立てていく方向になっている。間を挟むと情報が正確に伝わらなかったりするので、可能であれば直接連携するということを進めていただきたい。
学校教育課長 補佐	スクールソーシャルワーカーが関わっているケースでも、放課後デイサービスではうまく集団の中で生活できるけれども、学校ではうまくいかないというケースがある。その場合は、放課後デイサービスの担当者に学校での様子を実際に見てもらい、どういうところを工夫するとその子が今より過ごしやすくなるかアドバイスをもらっている。
向委員	そういう事例を通して専門職の人も繋がっていくと、より有効になると思う。
竹田委員	14ページの「特別支援学級の人数」と「通級指導教室の人数」を見ると、毎年人数が増えている。これは、支援の必要な児童生徒が増えているということか。それとも、今まで本当は特別支援学級に行きたかったが普通学級に行っていた子が、特別支援学級に行くようになったということか。
学校教育課主 幹	どう捉えるかという問題もある。支援が必要な児童生徒に対する認識が広がっていることが一番大きな原因だと思う。学校は支援が必要だと思っけていても、保護者から必要ないと言われるケースもあるが、社会的にも少しの支援によってその子のために良い教育を受けさせることができるという認識の深まりがある。実際、支援の必要な児童生徒が増えてきているかどうかはわからない。
竹田委員	特別支援学級に対する理解が広まったということであれば問題ない考える。
向委員	入学の時点で特別支援学級を利用したいというケースが増えているのか、それとも入学して勉強が進むにつれて、普通学級より特別支援学級に行った方がいいと認識が改まるケースが増えているのか。

学校教育課主幹	両方増えていると感じる。小学校に入学してすぐはあまり気にならなかったが、学習が進んでいく中で、保護者が心配し相談されて特別支援学級に繋いでいくケースも多い。小学校に上がる段階で就学支援委員会を開いて、通常学級・特別支援学級・特別支援学校のいずれが良いか個々に判断しているものの、保護者との共通理解の中で実際の就学先を決めていくので、様々な相談をする中で、特別支援学級の方が良いという認識が保護者にも広まっていくのではないかと思う。
向委員	質問要旨を見ると合理的配慮ということで質問がされている。大学では、合理的配慮は、診断名や障がい名を付けて学生から申請をもらい、それに対して大学側ができる配慮をしている。小中学校の特別支援学級は、診断や障がい名が付いていなくても利用できるのか。
学校教育課主幹	高校などに進学する場合、障害者手帳が必要なことはあるが、特別支援学級に入るために手帳等が絶対に必要ということはない。
向委員	合理的配慮について、正式に手続きしているとかデータを取っているということはまだないということか。
学校教育課主幹	正式な手続きなどは特にない。学校の中で判断して、様々な機関や教育委員会に話をし、その中でできる限りのことをやっていくという形になっている。
向委員	今年から民間も合理的配慮が義務化されたので、私立大学も急いでそういうシステムや様式を作った。学校はまだそういうものは、求められていないということか。
学校教育課主幹	学校も合理的配慮が求められている。
向委員	システムはあるがあまりそれを利用している人はいないのか。

学校教育課主幹	保護者から要望があるので、それに沿って、できる範囲で対応している。
教育長	書類の提出は必要なく、保護者からの要望に対して合理的配慮を行っている。8年程前から合理的配慮が始まったが、学校としては、できることをどんどんやるという体制に変わっている。
教育長	(2) 「小学校・中学校の適正規模等の基本的な考え方(中間案)」について
学校教育課長	資料に基づき「小学校・中学校の適正規模等の基本的な考え方(中間案)」について説明。
浅井委員	前回の案から変更があるのは、7ページの学校の変遷図と資料後半のグラフなどか。
学校教育課長	7ページと8ページに「学校の変遷図」、59ページに「学校規模の推移一覧」、60ページと61ページに「グラフで見る学校規模の推移」、62ページと63ページに「地図で見る学校規模の推移」を追加した。60ページの小学校は、令和6年度と12年度の2年分の推移、61ページの中学校は、令和6年度、12年度、18年度の3年分の推移を示したグラフである。
浅井委員	小学校は、令和18年度の推計はないのか。
学校教育課長	実際に生まれた子どもの人数を基に推計しているので、6年後までの推計となっている。
浅井委員	中間案としては、これで良いと思う。今後パブリックコメントを行うとのことなので、寄せられた意見をまとめて、今後示していきたい。
教育長	(3) 春日井市立郷土館の跡地の整備について
文化財課長	資料に基づき「春日井市立郷土館の跡地の整備」について説明。

向委員	解体にあたっては、基礎もすべて取り払って、広場を整備するということか。
文化財課長	すべて一旦更地にして整備する。
竹田委員	郷土館を解体した後は、広場に看板やトイレ、ベンチがあるという感じか。
文化財課長	現在郷土館の庭にある道標や石碑は残し、広場という形での整備を考えている。また、看板にQRコードを貼付して、下街道の歴史を皆様に知ってもらえるような取組をしていきたいと考えている。
竹田委員	散歩に来た人が休憩するようなイメージか。
文化財課長	地元の方にとってなじみの深い場所にしてほしいと考えている。また、駐車場の整備等も考えているので、遠方から来た方も下街道の歴史を知ってもらうところになればと考えている。
	○参考資料について
教育長	3 議題 (3) 春日井市教育委員会表彰について 採決のとおり非公開とする。

上記のとおり、議事の経過及びその結果を明確にするためにこの会議録を作成し、教育長及び指定された会議録署名人が署名する。

令和6年11月13日

教育長 児島 靖

署名人 河合 香吏